伊達市告示第151号

伊達市災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和８年10月30日

伊達市長　須田　博行

伊達市災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示

（　以下別紙　）

伊達市災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示

伊達市災害見舞金支給要綱（平成26年伊達市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第１条中「関係市町村（姉妹都市、災害協定締結市町村その他伊達市と関係のある市町村をいう。以下同じ。）」を「関係市区町村（姉妹都市、災害協定締結市区町村その他伊達市と関係のある市区町村をいう。以下同じ。）」に改める。

第３条を次のように改める。

（関係市区町村に対する災害見舞金）

第３条　市長は、次の各号のいずれかに該当する関係市区町村が災害等により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合は、災害見舞金50万円を支給することができる。

（１）本市と姉妹都市又は友好交流都市の関係にある市区町村

（２）本市と大規模災害時相互応援協定を締結している市区町村

（３）その他市長が特に必要と認める市区町村

２　前項の規定にかかわらず、特別の事情があると市長が認めるときは、市長が別に定める額を支給することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、市長は、災害等が関係市区町村を含む広域にわたる場合には、関係市区町村が属する都道府県に対し見舞金を支給することができるものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。